

# 今後の石綿飛散防止の在り方について

（答申案）

令和元年 11 月

中央環境審議会大気・騒音振動部会  
石綿飛散防止小委員会

# 目 次

## I 背景

- 1 これまでの経緯..... 1
- 2 平成 25 年の法改正以降の主な課題..... 1

## II 総論

..... 4

## III 各論

- 1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止..... 5
  - (1) 大防法への位置付け..... 5
  - (2) 作業基準..... 6
    - ①石綿含有成形板等..... 6
    - ②石綿含有仕上塗材..... 7
- 2 事前調査の信頼性の確保..... 8
  - (1) 事前調査の方法等..... 8
  - (2) 一定の知見を有する者による事前調査の実施..... 9
  - (3) 事前調査の結果の記録等..... 10
  - (4) 事前調査の結果の都道府県等への報告..... 11
- 3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認..... 12
  - (1) 作業終了時の確認等..... 12
  - (2) 石綿含有建材の除去等作業の記録等..... 13
  - (3) 作業終了後の報告..... 14
- 4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認..... 14
  - (1) 隔離場所からの漏えい監視の強化..... 14
  - (2) 隔離場所周辺における大気濃度の測定の実施..... 15
  - (3) 大気濃度測定の精度の担保..... 16
- 5 作業基準遵守の強化..... 16
- 6 その他..... 17
  - (1) 大防法と安衛法（石綿則）の連携..... 17
  - (2) 一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保..... 18
  - (3) 建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握 .. 18
  - (4) 現場での指導強化等..... 19
  - (5) 普及啓発の取組..... 19

## IV おわりに

..... 21

## I 背景

### 1 これまでの経緯

石綿は、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから昭和 30 年頃から使用が一般化し、高度成長期を中心に多用されてきた。しかし、石綿のばく露から数十年を経て中皮腫、肺がん等の重篤な疾病を発症させるという健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止され、現在では全面的に新たな使用は禁止されている。また、石綿を使用した建築物の解体、改造及び補修作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきている。

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）においては、平成元年の法改正により、石綿が人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じん（特定粉じん）として位置付けられた。平成 8 年の法改正では、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災により倒壊したビルの解体等工事に伴って石綿が飛散する問題を受け、石綿が使用されている建築物の解体、改造及び補修（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に係る規制が導入された。

導入当初は、吹付け石綿を対象に、一定規模以上の建築物について、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者（建設工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者（以下「下請事業者」という。）を除く。以下同じ。）及び自主施工者。以下同じ。）に対し、都道府県等への特定粉じん排出等作業の実施の届出及び特定粉じん排出等作業に係る規制基準（隔離、集じん・排気装置の設置等の石綿の飛散防止措置を含む。以下「作業基準」という。）の遵守等が義務付けられた。その後更に、平成 17 年の大防法政省令改正により、規制対象の特定建築材料に石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材が追加されるとともに規制対象の建築物の規模要件が撤廃され、平成 18 年の法改正により、工作物についても規制の対象となった。

その後も、建築物の解体現場周辺等でのモニタリング調査において、不適正な取扱い等に伴う石綿の飛散事例が散見されたこと等を踏まえ、平成 25 年の法改正により、①特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の施工者から発注者への変更、②施工者に対する石綿含有建材の使用状況に係る事前の調査の義務付け、③都道府県等による立入検査の対象範囲の拡大等、石綿の飛散防止対策が強化された。

### 2 平成 25 年の法改正以降の主な課題

平成 25 年の法改正により石綿の飛散防止が強化されたが、当該改正に向けた「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成 25 年 2 月中央環境審議会）及び大気濃度測定に係る技術的事項についての当該答申後の検討結果をとりまとめた「建築物の解体等現場における大気中の石綿測定方法及び評

価方法について」（平成 25 年 10 月アスベスト大気濃度調査検討会）においては、引き続き検討が必要な課題が示されている。

また、総務省が建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等における石綿含有建材の使用実態の把握状況等を調査した結果を踏まえた、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 28 年 5 月総務省）においても課題が指摘されている。これらのうち、今後対応が必要な主な事項としては以下が挙げられる。

<中央環境審議会において引き続き検討課題とされた事項>

①特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等の際の石綿飛散防止対策

- ・ 特定建築材料以外の石綿含有建材を使用した建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の解体等工事で石綿が飛散する状況について、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討すること。
- ・ その際、大防法の届出義務の対象とする場合には、こうした建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討すること。

②事前調査の信頼性の確保

- ・ 我が国の現状を踏まえ、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討すること。

③石綿除去後の完了検査について

- ・ 石綿除去後の完了検査の第三者（自治体又は民間機関）による実施は将来の課題とした上で、作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去作業完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目として報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討すること。

④大気濃度測定の義務付け

- ・ 一般大気環境への影響の確認の必要性を踏まえると、敷地境界等における大気濃度測定は基本とすべきと考えられるが、現時点においては、測定箇所の選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要がある。

- ・ まずは、集じん・排気装置の排気口等からの漏えい監視を徹底させることが重要であり、敷地境界等における大気濃度測定については、現場での調査、測定等の実績を積み、平成 25 年の法改正の施行状況も踏まえ検討を進めること。

<総務省勧告により指摘された事項>

①大防法の規制対象外の石綿含有建材の適切な処理の推進

- ・ 大防法の規制対象外の石綿含有建材についても、破碎や切断した場合は石綿が飛散するおそれがあり、建築物等の解体工事を施工する事業者による湿潤化不足等により飛散・ばく露の可能性があることから、これらの処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め所要の措置を講ずること。

②事前調査の適正な実施の確保

- ・ 建築物等の解体等工事を施工する事業者が事前調査で石綿含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施していた事例があったことから、調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し、適時に注意喚起を行う等、調査の適正な実施を確保すること。

こうした課題も踏まえ、平成 30 年 8 月、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問され、この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置された。同小委員会において、有識者、関係業界、自治体等からのヒアリングを含め検討を重ね、課題への対応を含む、今後の石綿飛散防止の在り方について、以下のとおり取りまとめた。

## II 総論

平成 25 年の中央環境審議会の中間答申等において引き続き検討とされた課題や、実態調査（実地検査及び文献調査）等により平成 25 年の改正後に新たに明らかになってきた課題を踏まえ、一層の石綿飛散防止対策の強化を進める必要がある。

特定建築材料以外の石綿含有建材については、除去等作業時に飛散の可能性があるとの指摘があり、適切な飛散防止措置の確保は重要な課題である。「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014.6 環境省水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。）や環境省の通知において、これらの建材に係る石綿飛散防止対策の実施について普及が行われてきているが、環境省の実態調査等において、作業現場近傍で石綿の飛散が確認され、また、現在マニュアルで示されている飛散防止措置が十分に講じられていない事例も確認されている。そのため、マニュアルや通知に基づく指導では不十分であり、特定建築材料以外の石綿含有建材に係る飛散防止を制度化すべきである。具体的な制度については、石綿の飛散性や、これら建材に係る解体等工事の件数が多数に上ると推定されることを踏まえて検討する必要がある。

また、平成 25 年の法改正において義務付けられた事前調査の実施について、中間答申では、適正な調査の実施を確保する方法の必要性に係る検討が提起されており、平成 28 年の総務省勧告や環境省の調査においては、事前調査が適正に行われていない事例が確認されている。事前調査により適切に石綿含有建材の使用状況を把握することは、解体等工事の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提であり、その信頼性の確保は不可欠である。そのための方策として、調査方法の法定化、必要な知識を有する者の活用等について、以下の各論で整理することとする。

さらに、平成 25 年改正において、発注者責任の明確化のため、特定粉じん排出等作業の実施の届出主体が受注者から発注者に変更された結果、無届けでの解体等工事について、その要因が発注者にあるのか、不適正な調査を行った受注者にあるのか判断しづらいという課題が生じている。そのため、上記方策により適正な調査を確保するとともに、事実関係を確認できる仕組みを整備することが必要である。

その他、平成 25 年の中間答申での指摘も踏まえて除去等作業後の確認の制度を設ける等、石綿飛散防止対策の実施を担保する方法を検討するとともに、関係法令との連携、建築物等の通常使用時における石綿使用状況の把握等も進めるべきである。また、今般の制度見直しを含め、石綿の飛散防止対策について、更なる普及啓発も必要となる。

### Ⅲ 各論

#### 1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

現行法において、建築物等の解体等工事に当たっては、当該工事の受注者（下請事業者を除く。以下同じ。）が事前調査を実施し、調査結果を発注者に説明すること、当該工事が特定工事に該当する場合は、発注者が特定粉じん排出等作業開始の14日前までに都道府県等に作業方法等に係る届出（以下単に「届出」という。）を行うことが義務付けられている。また、自主施工者にも事前調査の実施及び特定工事に該当する場合の届出が義務付けられている。さらに、特定工事の施工者は、特定粉じん排出等作業に係る作業基準を遵守しなければならない。

特定建築材料以外の石綿含有建材については、特定建築材料に比べ、除去等作業における石綿の飛散が相対的に少ないと考えられることを踏まえ、大防法の規制の枠組みには入っていない。しかしながら、除去等作業時の取扱いが不適切な場合には石綿が飛散する可能性があるとの指摘があり、上述のとおり、平成25年の中間答申においては、飛散の実態を明らかにし検証した上で必要な措置を検討することとされた。また、平成28年の総務省勧告においても指摘があり、環境省が実態調査を進めるとともに、マニュアルや通知において除去等作業の際の飛散防止対策が示され、周知が行われてきた。

実態調査の結果、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の現場近傍で石綿の飛散が確認され、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業においても、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることが明らかになった。

また、都道府県等の立入検査等においては、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際に、養生、湿潤化等の飛散防止措置を実施せずに建材を破碎した等の不適切な事例が確認されている。こうした事例の主な発生原因としては、マニュアルや通知で求められている措置に関する施工者の知識不足や、発注者、受注者、下請事業者等の間の情報伝達の不備が挙げられているが、マニュアルや通知に基づく指導では強制力に一定の限界があり、条例で規制を行っている都道府県等もある。

#### （1）大防法への位置付け

特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事についても、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることを踏まえ、適切な石綿の飛散防止措置を確保する必要があり、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきである。

他方で、特定建築材料以外の石綿含有建材は、現行の特定建築材料に比べて相対的に繊維の飛散の水準は低く、これらの除去等作業においては、原形のまま取り外すこと、湿潤化、養生等の措置を適切に実施することにより、繊維の飛散を抑えられることがデータ等から確認されているところ、特定建築材料の除去等作業ほどの専門的な機器等を使用する措置は要しないと考えられる。

また、平成 29 年度の大防法における特定粉じん排出等作業実施件数は全国で 16,334 件であり、条例に基づき特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の届出を義務付けている例では、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数は、当該条例における対象建築物等の条件により特定粉じん排出等作業の約 5 倍から 20 倍であったところ、全国的にも同程度の規制対象の増加が想定される。そのため、仮に特定建築材料以外の石綿含有建材に係る特定粉じん排出等作業を届出の対象とする場合、都道府県等の負担が大きくなることが想定される。

これを踏まえれば、地域の実情によっては、大防法に基づく届出によらず、各自治体が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出等の情報や、後述（2（4））の、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果を石綿含有建材の有無にかかわらず都道府県等に報告する仕組みをもとに対象を選定して効率的な立入検査を実施する等により、実際に不適切な作業が行われていないかどうか確認することが効果的である場合も考えられる。

さらに、一般住宅の多くが特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等に該当すると考えられることから、届出の主体である解体等工事の発注者の負担も考慮する必要がある。

一部の都道府県等では規模要件等を置いた特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の事前届出制度が条例等により設けられていることも踏まえ、適切な作業を確保する観点からは特定建築材料以外の石綿含有建材を届出の対象とすることも考えられるところである。しかし、上述の状況に鑑みれば、特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である。適正な飛散防止措置は、都道府県等の立入検査等により担保することとし、立入検査等の際に確認できるよう、作業開始前に、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとするべきである。

## （2）作業基準

### ①石綿含有成形板等

石綿含有成形板等の除去等作業については、湿潤化や手作業による原形のままでの取り外しが飛散防止措置として有効であることがこれまでも確認されており、マニュアルや通知において示されているところである。

環境省では、今般、石綿含有成形板等の除去等作業に係る実態調査を行い、石綿含有成形板等を原形のまま取り外した場合、破碎した場合と比較して大幅に繊維の飛散を抑えられることが確認された。

また、環境省が実施した破碎実験の結果から、石綿含有成形板等を湿潤化することにより、飛散する繊維をより低い水準に抑えられることが確認された。ただし、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、繊維の飛散性は、湿潤化により抑えられるものの、その他の石綿含有成形板等よりも高い水準であった。

さらに、環境省が実施した石綿含有成形板の除去現場における実地調査の結果から、養生により、養生の外側に飛散する繊維を抑えられることが確認できた。養生の内側で最も繊維及び石綿が飛散していた、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去作業事例においても、養生の外側においては十分にこれらの飛散が抑えられていることが確認できた。

これらの調査等の結果を踏まえ、石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべきである。ただし、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。

また、石綿含有成形板等の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、湿潤化した上で破碎した際の繊維の飛散性が、特定建築材料より低いものの他の石綿含有成形板等より高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

## ②石綿含有仕上塗材

建築物の内外装仕上に幅広く用いられている建築用仕上塗材（以下「仕上塗材」という。）には、昭和40年頃から平成11年頃には石綿が添加されたものがあり、昭和50年頃から吹付け工法に加えてローラー塗りも行われるようになった。この仕上塗材は、断熱材、耐火被覆材等の用途で用いられている吹付け石綿とは異なるものである。

吹付け工法により施工された石綿含有仕上塗材は、大防法上の「吹付け石綿」に該当するとして規制対象とされている。一方で、ローラー塗り等により施工された石綿含有仕上塗材については、規制対象とされていないが、適切な飛散防止措置の実施について、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により周知されている。

石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す例が確認されたが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や

集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

そのため、石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に大防法の規制対象とした上で、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。

ただし、石綿含有仕上塗材のうち、その性質が「吹付け石綿」に類似している石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、引き続き「吹付け石綿」として扱うことが適当と考えられる。

## 2 事前調査の信頼性の確保

### (1) 事前調査の方法等

事前調査の方法は、現行法令上は規定されておらず、マニュアルにおいて示されているところである。また、石綿の新たな使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等の解体等工事については、特定工事に該当しないことが明らかなものとして、事前調査の対象外とされている。

解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するためには、工事の対象となる建築物等における石綿含有建材の使用状況の適切な把握が前提となるところ、適切な事前調査の実施は重要な役割を担う。しかしながら、都道府県等による立入検査等において、設計図書の確認不足の例、発注者からの聴き取りだけで判断した例等、マニュアルに沿わない方法での不適切な事前調査により特定建築材料が見落とされ、解体等工事が開始された事例が確認されているところ、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。

そのため、事前調査の義務付けの内容・範囲を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある。事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべきである。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意する必要がある。

また、これに伴い、石綿の新たな使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に着工した建築物等についても、事前調査の対象とし、着工年月日については書面等により調査すべきである。その上で、着工年月日が平成 18 年 9 月 1 日以降であることを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とすることが適当である。

なお、事前調査の適切な実施を徹底するため、事前調査の義務のある解体等工事の施工者に対し、事前調査の方法や留意事項について十分に周知すべき。また、事前調査への協力義務及び受注者による作業基準遵守への配慮義務のある発

注者に対し、事前調査に要する費用の適正負担や工期の確保、設計図面、過去の石綿含有建材の調査結果等の資料の提供等の必要な措置の実施について周知することも重要である。

## (2) 一定の知見を有する者による事前調査の実施

事前調査において、煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していない等、受注者等に石綿含有建材に関する基本的知識が不足していることが原因となって特定建築材料が見落とされた例も確認されている。平成 28 年の総務省勧告においても、設計図書の確認、外側からの目視では確認できない箇所に係る調査等、関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことによる見落としが指摘されており、環境省は、都道府県等に対し、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者により事前調査が行われるよう周知することについて、「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（平成 29 年 11 月 20 日環境省水・大気環境局大気環境課長）により通知を行っている。

平成 30 年には、建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の規定により建築物の解体等工事の前に行われる石綿含有建材の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）が整備された。平成 30 年度末までに 1,275 名が講習を修了しているところである。

石綿含有建材に関する知識不足も不適切な事前調査の一因と考えられることを踏まえ、事前調査における石綿含有建材の見落としを防ぐため、事前調査の義務を有する解体等工事の施工者は、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者を活用して事前調査を行うこととすべきである。例えば、こうした者として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用が考えられる。

ただし、石綿含有建材が使用されている可能性がある建築物の数は膨大である一方で、一定の知見を有する者の人数はいまだ少ない。そのため、こうした者の育成に努めるとともに、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を活用すべきである。

なお、厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿

則)では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、厚生労働省における検討状況も踏まえ、具体的な一定の知見を有する者の活用の仕組みを検討していくべきである。

また、調査の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、上述のとおり多数の調査対象が想定される中、現時点ではそのような体制の整備は難しいことから、一定の知見を有する者の育成の状況等を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられる。

工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

### (3) 事前調査の結果の記録等

現行法では、施工者は、建築物等への特定建築材料の使用状況について事前調査を実施し、受注者は、発注者に対し、調査結果について書面を交付して説明することとされているが、当該書面の保存の義務はない。また、説明を受けた発注者又は自主施工者は、都道府県等に届出を行うこととされており、無届け等の当該義務の違反に対しては罰則が設けられている。

しかしながら、受注者による発注者への説明に係る記録等の保存義務がないため、発注者による届出がない場合に、発注者自身に無届けの要因があるのか、受注者が事前調査又はその結果の発注者への説明を怠ったのか確認ができず、届出義務違反について発注者に罰則を適用することが難しい場合がある。

そのため、都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。当該義務違反についての罰則等、受注者に要因がある場合に受注者に科すことができる罰則も検討すべきである。また、自主施工者についても、届出が適切に行われているか確認する観点から、同様に事前調査の結果に係る記録を一定の期間保存させることが考えられる。

また、現行法においては、施工者に対し、解体等工事を施工するときは、調査の方法、確認された特定建築材料の種類等の事前調査の結果を公衆に見やすいように掲示することが義務付けられている。この点、事前調査の結果は、石綿含有建材の有無及びこれを確認・判断した過程に係る重要な情報であり、解体等工事に携わる事業者間での情報共有や周辺住民等からの問合せへの対応に当該情報をより活用できるようにする必要がある。

そのため、掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にするとともに、施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである。

さらに、解体等工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者に対し、下請事業者に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、事業者間での情報共有を促進するべきである。

#### (4) 事前調査の結果の都道府県等への報告

都道府県等が立入検査等により解体等工事の現場における石綿飛散防止の指導等を行う上で、解体等工事に係る情報の把握は不可欠である。現行法においては、施工者による事前調査の結果、特定工事に該当すると判断されたものについてのみ届出がされることから、都道府県等では、建設リサイクル法に基づく解体等の届出や労働基準監督機関に提出される石綿則に基づく除去等作業の届出の共有のほか、政令市では、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）や振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく届出も活用しつつ、現場の把握及び立入検査による指導を行っている。また、年 2 回、関係機関が連携して建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを実施し、解体等工事の現場における石綿飛散防止を指導している。

環境省としても、建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールとの連携に係る通知、「大気汚染防止法第 28 条第 2 項に基づく資料の提出の要求等について」（平成 30 年 3 月 15 日環境省水・大気環境局大気環境課長）の通知等により、大防法の規定に基づき、他法令により把握された情報の活用を促進を図っているところである。

他方で、各法律は、それぞれの法の目的に応じて、一定の状況に該当する解体等工事について届出等の対象としており、これら他法令に基づく情報によって、解体等工事を網羅的に把握するのは困難である。

石綿則においても、大防法と同様に、解体等の作業を行う事業者が事前調査を行い、石綿等が使用されていると判断した場合に作業の届出を行うこととなっているところ、厚生労働省では、解体等工事の前に石綿の事前調査の実施状況及び事前調査結果に応じた石綿ばく露防止対策が実施されているかを確認することができるよう、一定の規模等の要件を満たす建築物等の解体等工事について、解体等の作業を行う事業者が、石綿等の有無にかかわらず、事前調査結果の概要（建材の種類、石綿含有の有無、作業時の措置等）を電子システムにより労働基準監督署に届け出る制度の創設を検討している。

こうした状況を踏まえ、石綿が飛散するおそれのある建築物等の解体等工事の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満た

す解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。

報告の対象とする建築物等の解体等工事の要件については、事前調査の対象となる解体等工事件数が年間約73万～188万件と推計されること等に鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである。

また、他法令に基づき把握された情報の活用についても、解体等工事の現場を幅広く把握し、届出や報告漏れを防止する等、都道府県等が大防法に基づく規制を円滑に実施するため有効であり、引き続き推進していくべきである。

### 3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

現行法では、特定粉じん排出等作業について、当該作業を伴う建設工事の発注者が都道府県等に作業方法等に係る届出を行うことが義務付けられている。作業開始前に都道府県等がこの届出の内容を確認することによって、適切な作業の担保を図ることとしているものである。

特定建築材料の除去等作業後の措置としては、作業基準において、隔離又は養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを処理することとされている。現行では、特定建築材料の取り残しがないこと等の作業後の確認に係る措置は明確には規定されておらず、平成25年の中間答申においては、作業基準に規定すること等を視野に、解体等工事の施工者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当とされていたところである。

作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。

#### (1) 作業終了時の確認等

石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、都道府県等による事前の計画の確認に加え、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである。

確認の実施者は第三者とすべきとの指摘があるが、石綿含有建材の除去等作業が相当程度多数行われていると想定されることを踏まえれば、現時点ではそのような確認の体制の整備は難しいことから、解体等工事の施工者が確認を行うこと

とし、今般の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認を行う方向性について検討することが考えられる。

その上で、石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。ただし、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍から20倍になると推計される一方で一定の知見を有する者の人数がいまだ少ないことから、これらの者の育成に努めるとともに、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。

また、隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきである。

## (2) 石綿含有建材の除去等作業の記録等

現行法令では、作業基準において、施工者に対し、隔離を行った場合について、集じん・排気装置の稼働状況の確認を実施した結果等を記録し、工事終了まで保存することが義務付けられているが、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと等の確認のためには、より幅広く記録が必要である。

当該記録については、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について作成することとし、受注者は、作業後のみならず、作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認すべきである。また、都道府県等が、立入検査等の際に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行えるよう、施工者に対しては、当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けることが考えられる。これら記録の作成及び保存は、受注者、下請事業者及び自主施工者の作業基準遵守の意識を醸成し、適切な石綿飛散防止措置の実施を促すことにも資するものである。

記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと（計画に沿って実際に実施した飛散防止措置、当初の計画から変更があった場合の変更内容等の記録を含む。）、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。

なお、石綿含有建材の取り残しや特定粉じんの不適切な処理が確認された場合には、必要な措置が講じられるべきであることは言うまでもない。

### (3) 作業終了後の報告

現行法では、特定粉じん排出等作業の発注者は、都道府県等に届出を行うこととされており、また、工事の請負契約に施工者の作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮しなければならないこととされているが、作業結果の報告を受けることは大防法には位置付けられておらず、必ずしも自身が届け出た作業が適切に終了したか確認できない。

そのため、発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるように、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべきである。また、受注者に対しては、報告した旨の記録も

(2) の記録と併せて一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

都道府県等が、作業が適切に行われたかを確認するため、作業の結果は都道府県等に対して報告すべきであるとの指摘もあるが、効率的な規制の運用の観点も踏まえ、発注者に対する報告によって発注者の配慮義務及び受注者の作業基準遵守義務の履行を促進することとし、都道府県等は、特定粉じん排出等作業の実施前に届出により作業の方法を確認すること、事前調査結果の報告を受けて立入検査等により作業現場を確認すること等により、石綿飛散の未然防止を図るとともに、保存されている作業及び報告の記録を確認し、必要な場合に作業基準の遵守について指導を行うべきである。

## 4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

平成 25 年の中間答申においては、集じん・排気装置等の性能を確保することについて、作業基準での規定や技術指針の作成を検討する必要があるとされるとともに、予期せぬ箇所からの石綿の飛散が確認された事例を踏まえ、作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を行わせる必要があるとする一方で、規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべきであるとされた。また、大気濃度の測定に当たっての評価基準、測定方法、測定対象物質等について検討すべき課題が示された。

これを受け、同年にアスベスト大気濃度調査検討会で技術的事項について検討がなされ、大気濃度測定は、一般大気環境への影響の確認の必要性を踏まえて基本とすべきものであるが、測定箇所の選定、分析方法等の課題を引き続き検討し、技術的課題を克服して有効な手法を確立する必要があるとの検討結果が示されるとともに、一般大気環境への石綿の飛散をより効果的に防止するために手法としては、粉じん等を迅速に測定可能な機器を用い、集じん・排気装置が使用さ

れている全ての特定工事を対象として、集じん・排気装置からの粉じん等の漏えいを迅速に測定することを義務付けることが有効である旨が示された。さらに、当該検討会は、敷地境界等で測定を行う場合の漏えい監視の観点からの目安を石綿繊維数濃度 1 本/ℓ とし、石綿飛散防止専門委員会に報告した。

### (1) 隔離場所からの漏えい監視の強化

平成 25 年の検討結果を踏まえ、作業基準においては、隔離を伴う作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に作動することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることが規定されているところである。

しかしながら、都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。

そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

### (2) 隔離場所周辺における大気濃度の測定の実施

平成 25 年における検討の結果、現行法では、隔離場所周辺における大気濃度の測定については義務付けられておらず、「アスベストモニタリングマニュアル」（平成 29 年 7 月改訂）において推奨されている。しかし、都道府県等の立入検査において、隔離場所からの石綿の飛散が疑われる事例が散見されること等を踏まえ、隔離場所からの石綿飛散防止の徹底に向け、(1) の措置に加え、施工者による隔離場所周辺での大気濃度の測定を促進していく必要がある。

平成 25 年の中間答申において、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認するために大気濃度測定が必要とされていることも踏まえ、大気濃度の測定は、予期せぬ箇所からの石綿の飛散の有無を確認し、測定により飛散が認められた場合は一旦除去等作業を中断して隔離措置等の石綿飛散防止に係る措置を点検・改善するために行うものとするのが考えられる。そのため、測定結果を作業に反映できるよう、測定結果が判明するまでの期間を考慮すると、ある程度期間を要する一定規模以上の除去等作業を対象にすることが考えられる。

大気濃度の測定については、平成 25 年の検討を踏まえ、石綿繊維数濃度を対象とし、1 本/L を指標とすることにより隔離場所からの石綿の漏えいの有無を確認することが考えられるが、石綿繊維数濃度の測定に使用される走査型電子顕微鏡は、現時点では民間検査機関において十分に普及しておらず、大半の機関では測定に長期間を要している。そのため、全国一律で石綿繊維数濃度により測定を行うこととした場合には、作業期間中に結果を活用でき、測定の対象とすることが可能な工事が著しく限定されてしまう点が課題となる。さらに、その他の迅速な測定方法にはいまだ精度等の技術的課題が残されている。

一方、現時点における測定の迅速性や測定に必要な機器の普及状況を踏まえた測定に要する期間等を考慮すれば、石綿繊維数濃度の測定と比較して短い期間で測定できる総繊維数濃度を測定対象とすることが考えられる。測定の指標の値については、仮に総繊維数濃度 1 本/L とした場合、これはバックグラウンド濃度に近い値であり、事業場によっては除去等作業を行う前から超過している場合や除去等作業以外の要因により、作業が中断されるおそれがある。これを踏まえ、特定粉じん発生施設の敷地境界基準等も参考としつつ、10 本/L を指標とすることが考えられるが、より厳格な値とすべきとの指摘もある。また、指標を超過した場合、作業を一時中断し、改めて作業開始時と同様の確認を行った上で作業を再開することが考えられるが、総繊維数濃度の場合は石綿以外の繊維も含まれる可能性があることを踏まえ、作業再開に向けた必要かつ合理的な措置が課題であり更なる検討が必要である。なお、総繊維数濃度により測定を行う場合にあっても、現時点では、測定に平均で 5～7 日を要しており、例えば測定に 1 週間、測定結果を踏まえ改善措置を実施した後の除去等作業の期間を測定と同程度の 1 週間とした場合、全体で 2 週間程度要することになるが、これと同程度以上の期間行われる特定粉じん排出等作業は、隔離措置を伴う作業件数全体の 2 割程度にとどまることに留意が必要である。

測定点については、作業場所周辺で行うことが考えられるが、石綿繊維数濃度、総繊維数濃度のいずれの測定であっても、除去等作業の現場の状況に応じた適切な測定地点が選定できるよう検討し、具体化する必要がある。

以上のように、測定方法について議論を重ねたものの、石綿繊維数濃度についても、総繊維数濃度についても、現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある。なお、測定体制の整備を促進する観点からも、時期を定めて、まずは大規模な解体等工事からの測定の義務付けを行うべきであるといった制度化に向けた意見があったことについても留意する必要がある。

今後、石綿繊維数濃度や総繊維数濃度を迅速に測定するための方法や評価の指標、測定結果を作業管理に活用する際の課題と対応を調査・研究するとともに、

これらの進展状況を踏まえ、国内外で実施されている大気濃度測定の方法等も参考にしつつ、大気濃度測定の制度化について検討する必要がある。

### (3) 大気濃度測定の精度の担保

大気濃度測定の精度の担保については、民間機関において、研修や技能試験の実施といった取組が行われている。これらのノウハウを活用することが考えられ、施工者が測定を委託する際に、民間機関での精度管理の取組に参加しており、一定の技術力を有している事業者を選択することが望ましいと考えられる。

については、環境省は、測定・分析を行う事業者に対して、民間機関での大気濃度測定の精度担保の取組に参加するよう、周知等により促すべきである。また、環境省は、施工者がこうした精度担保の取組に参加している事業者に大気濃度の測定を委託するよう、情報発信を強化すべきである。

## 5 作業基準遵守の強化

現行法では、作業基準違反に対しては、都道府県等が作業基準適合命令等を発出し、これに従わなかった場合については罰則が設けられており（都道府県等が告発）、この命令については、特定粉じん排出等作業が比較的長期間行われる場合や、同一の施工者等が特定粉じん排出等作業に反復継続して携わる場合には、将来の作業基準違反が未然に防止されうる等、一定の抑止効果が期待できる。

他方で、特定粉じん排出等作業が短期間で終了する場合、都道府県等が作業基準違反を把握する前に作業が終了又は大方終了していることもあり、命令発出の時機が得られない場合がある。平成25年の改正後の命令違反の告発件数は0件で推移しており、これはその一因と考えられる。

また、例えば、改造・補修工事の場合等、石綿含有建材の除去等作業に携わる機会の少ない施工者等による作業基準違反も想定され、命令による作業基準違反の未然防止の効果は限定的であると考えられる。

なお、大防法の作業基準違反に相当する、例えば作業場所の隔離等の石綿則違反の内容については、安衛法により直接の罰則規定が設けられており、労働基準監督機関において、年に数件程度の送検を行っている。

そのため、作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討すべきである。

また、実際には下請事業者が除去等作業を行っている場合があることを踏まえ、作業基準の遵守義務を施工者だけでなく下請事業者にも適用し、下請負契約における工事費等への配慮や元請業者から下請業者への指導も含め、作業基準遵守の徹底を図るべきである。

## 6 その他

### (1) 大防法と安衛法（石綿則）の連携

大防法及び安衛法（石綿則）では、法目的は異なるものの技術的には共通する部分も多く、建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策として、実質的に多くの点で類似する規制が設けられている。

例えば作業場所の隔離等の作業基準への違反等、不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられる。解体等工事の現場が数多く存在する中で、限られた行政リソースにより効率的に不適正事案を確知し、また未然防止するためには、連携は必須である。

そのため、解体等工事に携わる事業者の規制内容に係る理解の促進及び法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきである。

具体的には、大防法及び石綿則の一体的な遵守の観点から、マニュアル類の一本化を進めること、都道府県等への事前調査の結果の報告について、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化する等の連携を検討することが考えられる。さらに、今後、大防法における特定粉じん排出等作業の届出についても電子システムを活用できるようにしていくことが望ましく、これにより、労働基準監督署等の関係機関との情報共有も容易になると考えられる。また、大防法の法目的に照らして、解体等工事の現場の周辺住民等に対するリスクコミュニケーションの観点から、事前調査の結果についての工事期間中の掲示がより分かりやすくなるよう徹底する中で、石綿則に基づく掲示との整合性も図っていくことも重要である。

### (2) 一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保

建築物の通常使用時における石綿含有建材の調査や、大防法や石綿則に基づく建築物の解体等工事前の石綿含有建材の調査を行う者について、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省が連携して育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度が整備されたところである。事前調査の知識を有する者の育成について、環境省は、十分な人数が確保できるよう、当該制度の推進を含め、引き続き厚生労働省及び国土交通省と連携して取り組むべきである。

また、石綿則において、石綿等の除去等の作業時に石綿作業主任者技能講習を修了した石綿作業主任者の選任や作業従事者への特別教育等について規定されている等、関係法令において作業の質を担保するための制度が設けられている。石綿含有建材の除去等作業がより適切に実施されるよう、環境省は関係省庁、都道

府県等及び業界団体等と連携して、事業者に対する石綿の飛散防止対策の啓発に取り組んでいくべきである。

### (3) 建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握

災害発生時に石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、環境省では、平成29年に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」改訂して都道府県等に周知し、平常時における石綿含有建材が使用された建築物等の把握や災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めておくことが望ましいとしている。

また、国土交通省では、吹付け石綿等が使用されている可能性のある建築物についての調査により把握した情報をアスベスト調査台帳として整備する取組が進められており、災害時にはこの情報も活用できる。

災害時における大気中への石綿の飛散防止を更に推進するため、建築物等の所有者等が、通常使用時において、可能な範囲で、建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に努めることが重要である。

そのため、国及び都道府県等は、所有者等による使用状況の把握を後押しすることや、把握された情報を災害時に活用することに努めるべきである。例えば、環境省は、関係省庁と連携して、建築物等の所有者等に対する啓発や石綿含有建材のデータベースの周知、分析技術に関する情報の収集・普及も進めていく必要があると考えられる。また、環境省は、都道府県等に対して、平常時からの建築物等における石綿含有建材の使用状況に係る情報収集・整理や、災害時に発生した石綿含有廃棄物等の処理について、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に位置付けるよう、引き続き促していくべきである。

### (4) 現場での指導強化等

都道府県等は、建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール等により関係機関と連携しつつ、建築物の解体等工事の現場における石綿の飛散防止等、大防法の遵守状況の確認及び必要な指導等を行っている。当該全国一斉パトロールにおける関係機関との連携等、解体等工事の現場等への指導等に係る関係行政機関間の連携については、大防法の遵守を徹底していく観点で有効であり、引き続き積極的に推進していくべきである。

石綿則との関係については、作業基準違反等の不適正事案の多くが大防法違反であると同時に石綿則違反であると考えられることを踏まえ、情報交換等にとどまらず、不適正事案等への対応を含め、都道府県等の大防法担当部局と労働基準監督機関で引き続き連携していくべきである。

現状では、都道府県等の大防法担当部局は、解体等工事に係る建築物等及び解体等工事の現場に立ち入ることができるが、事前調査の結果や特定粉じん排出等

作業に係る記録保存の義務付けに伴い、労働基準監督機関とも連携し、記録が保存される、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべきである。

また、国として、都道府県等による現場における指導等にも資するよう、事業者が講ずるべき具体的な措置を明確化するマニュアルを整備し、また、都道府県等の職員を対象とする講習会を行う等、都道府県等に対する技術的支援を行うべきである。

## (5) 普及啓発の取組

特定建築材料以外の石綿含有建材を大防法の規制対象にすることにより、建築物等の解体等工事の発注者、受注者等の関係者が多岐に渡ることとなるため、それぞれの役割に応じた適切な普及啓発が必要となる。

厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物等の所有者等に対して、分かりやすいリーフレット等を作成して建築物のライフサイクルにわたる石綿飛散防止対策の重要性を周知する必要がある。その際、上述の災害時における大気中への石綿飛散防止の観点から、通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握について啓発を進めることも重要である。

また、建築物等の所有者等に対しては、特に建築物等の解体等工事における石綿含有建材の除去等作業や飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、また、施工方法、工期、工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、様々な機会を捉えて周知徹底することも必要である。

さらに、環境省において、都道府県等の担当者及び解体等工事を実施する事業者を対象とする講習会・説明会を開催することにより、解体等工事の現場における石綿飛散防止の徹底を図るとともに、関係省庁における建築物等の建築や解体に係る講習会・説明会及び関係法令における手続き等の機会を捉え、連携して普及啓発に努めるべきである。

このほか、解体等工事に携わる数多くの事業者に幅広く石綿飛散防止の徹底を求めるため、建築物等の建築・解体に係る業界団体と連携し、各団体に所属するこれらの者に対する講習会等の機会を捉え、普及啓発に努めるべきである。

#### IV おわりに

本答申は、一層の石綿飛散防止対策の強化を進めるため、今後の石綿飛散防止の在り方について取りまとめたものである。政府は、本答申を踏まえ、速やかに法制度の整備を含む具体的な取組に着手することを期待する。

特定建築材料以外の石綿含有建材に係る作業基準、事前調査の方法、除去等作業終了時の確認方法、除去等作業の記録事項をはじめ、各論で方向性を示した事項のそれぞれについての技術的事項については、今後更に検討を行い、明確化する必要がある。